

佐賀県人事委員会訓令第2号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和62年佐賀県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月17日

佐賀県人事委員会委員長 坂本洋介

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1～11 略</p> <p>12 <u>審査請求規則第3条の3第2項の規定による主任代理人の指定及び変更の届出の処理に関すること。</u></p> <p>13 <u>不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年佐賀県人事委員会規則第4号。以下「審査請求規則」という。）第3条第3項の規定による代理人の選任及び解任の届出の処理に関すること。</u></p> <p>14～29 略</p> <p>30～52 略</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1～11 略</p> <p>12 <u>不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年佐賀県人事委員会規則第4号。以下「審査請求規則」という。）第3条の3第2項の規定による主任代理人の指定及び変更の届出の処理に関すること。</u></p> <p>13 <u>審査請求規則第3条第3項の規定による代理人の選任及び解任の届出の処理に関すること。</u></p> <p>14～29 略</p> <p>30 <u>職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年佐賀県人事委員会規則第11号）第2条第11号の規定による職務に専念する義務の免除の承認に関すること。</u></p> <p>31～53 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。